

大学発アーバンイノベーション神戸 研究成果報告書

令和4年5月27日

申請区分	一般助成型	課題番号	A20201
研究課題名	デジタル化に対応した行政法規の研究		
研究期間	令和3年度		
研究代表者	氏名	砂原 庸介	
	大学等	国立大学法人神戸大学	
交付決定額(研究期間全体)	3,000,000円		

○研究成果の概要（400字以内）

今年度の研究は、大きく分けて以下の三つの方法で進められた。第一に、国レベルでの個人情報保護法の改正を受けて地方自治体の個人情報保護条例がどのような影響を受けるか、どのような改正が求められるかについて、現在進展中の自治体のデジタル化を考慮しながら検討を進めた。第二に、神戸市の条例についての分析を進め、条文で出現する単語に注目した条例間の類似性に基づいて、条例の分類を行った。これによって、外見上・意味上の類似性と具体的に用いられている単語に注目した条例の規律対象や規律密度の異同を整理し、精査が加えられるべき条例を抽出した。第三に、地方自治体による個人情報を用いた情報連携について一般の人々がどのように考えているかについて意識調査を実施した。この調査を通じて、一定の条件のもとで情報連携が強く支持されていることを明らかにし、人々に対して情報連携の説明を行うときに検討すべき事項を整理した。

○研究成果の学術的意義や社会的意義（200字以内）

個人情報保護法の改正を受けて、地方自治体において今後個人情報保護をどのように扱うかを検討することは、学術的に重要であるだけでなく、神戸市の担当者に対してフィードバックを行うという意義もある。さらに、行政法学では伝統的に個別の条例についてその意義や内容が検討されてきたのに対して、学際研究を行うことで、総体としての条例システムと個人情報の関係を検討するという新たな視点を得た。

1. 研究開始当初の背景

COVID-19 対応の中で、紙を用いた対面での本人確認手続に制約が生じている。他方で、マイナンバーカードを用いた本人確認については煩雑だとする批判も少なくない。これまでの行政における情報システムの利用は、従来からの行政と市民との個別手続の省力化に主眼が置かれてきたが、ビッグデータを前提に AI の利用などを視野に入れた今後の情報システムを考えると、従来の対面・紙での手続きをコンピュータに移し替える発想だけでは十分でない。行政が持つ情報をいかに連携させ利用しながら必要な保護を図るかを考えてシステムを組み替える必要がある。個人情報に関わるこの作業には、法令・例規の大幅な見直しが必要な場合があるが、現実の例規管理システムはかかる課題に必ずしも対応していない。

本研究では、神戸市の業務に関わる例規を精査することを通じて、ビッグデータの連携や利用を前提とした法的規律のあり方を探ることを目指す。その際、他国の法令の参照と情報に関する市民意識の実態も踏まえる。従来、各部局はそれぞれに様式を作成して収集した情報をそれぞれに管理し、必要に応じて情報連携を行ってきた。しかし、ビッグデータとして利用するためにはどのような形式で収集する必要があるのか、何をすれば収集した情報を神戸市全体として責任を持って管理したと言えるのか、収集した情報を用いて AI を作成するなどの利用は可能か、そしてどのように市民に向けて公開するか、そ

れに関わる例規を個人の権利義務との関係でどう整理すべきかといった点が十分に検討されているとは言えない。本研究では、上の観点から、個人に関するデータを軸に行政による情報収集・処理・提供の法理論的位置付けと例規によるその統制についての知見を提供することを目指す。

2. 研究の目的

行政は、外界から情報を入力し、処理し、外界に出力する一つの情報処理システムとして捉えられる。新型コロナウイルス感染症の拡大によるオンラインの申請やリモートワークの拡大は、人による曖昧な処理ではなく、個々の情報や行政に関する機能を分節化して処理することを強く求めることになった。しかし、従来、個人情報の取り扱いは個別的な情報処理の問題として部局など下位組織で分散的に処理されており、統合的な情報処理システムとして収集・管理・利用が考えられているわけではない。この点について英米独の実践を参照しつつ、情報法の観点から検証することにより、個人情報を中心とした行政による情報収集・処理・提供に関する法的統制の現状とその課題を明らかにしようとするものである。

3. 研究の方法

本研究は、表記の課題に関して、(1) 英米独の法制との比較を踏まえた理論的検討と、(2) 神戸市および国や他の地方公共団体の行政的対応についての行政実務や意識調査を通じた市民の意向を踏まえた検証、を二つの柱として取り組む。比較法的検証については、西上がドイツ、木下がアメリカ、板持がイギリスを担当し、主に文献調査を行った。並行して、神戸市における条例をデータとして分析することを試み、単語単位で見た条例の類似性や相違について検討する計量テキスト分析を行い、条例をいくつかのカテゴリーに分けてその特徴ごとに検討を進めた。さらに、行政サービスの利用者である市民が、個人情報や行政の利便性についてどのような意識を持つのかについてサーベイ調査を行った。この調査では、単に市民の個人情報についての意識を聞くだけでなく、実験的手法を用いてどの程度情報連携が支持されているかを明らかにした。

4. 研究成果

- ・砂原庸介・手塚洋輔『新訂 公共政策』放送大学教育振興会
- ・木下昌彦「立法モデルにおける緊急事態法制－アメリカ州憲法下での緊急事態法制から日本の法制度への示唆」神戸大学創立120周年記念 社会システムイノベーションセンター主催シンポジウム「ポスト・コロナ時代の社会システムイノベーション」
- ・角松生史「日本における COVID-19 に対する法的対応－任意と強制の間で」神戸大学創立120周年記念 社会システムイノベーションセンター主催シンポジウム「ポスト・コロナ時代の社会システムイノベーション」

<引用文献>

※大学発アーバンイノベーション神戸による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、神戸市の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。